

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

名寄市

2 構造改革特別区域の名称

日本最北のワイナリー創生・名寄（なよろ）ワイン特区

3 構造改革特別区域計画の区域

名寄市の全域

4 構造改革特別区域の特性

（1）位置

名寄市（以下「本市」という。）は、北緯44度、東経142度、北・北海道の長流天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町と接している。その市域は、東西に約29km、南北に約34.5kmの四角形に近い形となっており、535.20km²の行政面積を有する。

道路は南北に国道40号、東側に国道239号が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走っており、古くから交通の要衝として幅広い生活圏域を形成した本市は、道北圏の中核都市として発展してきた。更に、現在北海道縦貫自動車道士別剣淵～名寄間の建設工事が進められ、道北圏と道央圏の連絡機能の強化を図り、観光・産業、地域間交流の活性化及び、物流の効率化などによる経済効果が期待される。

（2）気候

気候は、日本海型で内陸部に属していることから、夏冬の寒暖の差が60度以上と大きく、5月から10月にかけては比較的高温多照で、降雨量も全道平均を下回っており平成28年の年間平均気温は5.8度、最高気温31.8度、最低気温マイナス25.8度、年間日照時間1,451時間、降水量1,188mm、降雪量792cm、最深積雪深136cmとなっている。

（3）人口

本市の国勢調査における人口の推移は、昭和35年の48,180人をピークに年々減少の傾向を示しており、平成27年は29,048人となっている。また、平成30年1月1日現在の人口（住民基本台帳）は27,909人で、依然として減少を続けている。

(4) 産業

平成 27 年の就業人口は 14,377 人で、産業別には第 1 次産業が 11.9%、第 2 次産業が 11.6%、第 3 次産業が 76.5%となっている。基幹産業は農業であり、天塩川と名寄川が形成する肥沃な大地で、日本一のもち米生産団地によるもち米を中心とする稲作と夏場における昼夜の寒暖差を活かした食味の良いアスパラガスを始めとする豊富な種類の農産物の生産が盛んである。しかし、人口がピークであった昭和 35 年から 50 年が経過し、農林業を中心とする第 1 次産業の就業人口が約 3 割減少し、第 3 次産業が吸収した状況となっている。

(5) 地域づくり

平成 27 年に、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。人口減少等の課題に対応するため、冬季スポーツ拠点化等による交流人口の拡大や、基幹産業である農業の振興等を掲げている。

また、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を期間とする名寄市総合計画（第 2 次）を策定（平成 28 年 11 月）し、「経済元気化プロジェクト」「安心子育てプロジェクト」「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」の 3 つの重点プロジェクトを掲げており、うち「経済元気化プロジェクト」においては、新たな産業の創出や地域ブランドの確立、観光入込客数の増加等为目标に掲げている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市にはかつて 3 軒の酒蔵が存在したが、昭和 61 年に最後の事業者が製造を廃止していることから、各種行事での乾杯やお土産用など、「名寄の酒」として提供できる酒類が待望されているところ。また、市内審議会等の議論を経た上で、「最北のワイナリー」を新たな観光スポットとして市の観光振興計画に位置付けるとともに、平成 28 年に観光庁に認定された広域観光周遊ルート「日本のてっぺん。きた北海道ルート」に位置付けることを検討。観光パンフレット等に掲載して積極的に広報することで、ワイン愛好家をはじめとした幅広い層の来訪による観光入込客数の増加も期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

市内の弥生地区の農家がワイン用のぶどうを生産しており、随時生産規模を拡大しているところ。現在は、北海道岩見沢市のワイナリーに醸造を委託して、名寄産ぶどうを使ったワインを製造、販売している（平成 29 年度製造実績約 1.5kl、平成 30 年度製造見込み約 2kl）。

特例措置の活用により、地域の特産物として指定された農産物を用いた果実酒やリキュールの製造が小規模な施設でも可能となり、日本最北のワイナリーが誕生することとなる。

また、本農家については、個人の農家がもち米等を栽培しながら自らの努力で名寄の

地でのワイン用ぶどう栽培を研究し規模拡大してきたものであり、このような頑張る農家を応援することは、地方創生の趣旨にも沿うものであると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域の農家による地域の特産物を原料とした酒類の製造などが可能となり、日本で最北のワイナリーが誕生することとなり、各種行事での乾杯やお土産用などに「名寄の酒」を提供することが可能となるほか、観光入込客数の増加により、本市全体の地域の活性化を図ることを目標とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 日本最北のワイナリーによる知名度アップ

日本最北のワイナリーにおける酒類の製造、提供、販売を市外イベントやマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、市と商品の知名度アップにつながる。

(2) 交流人口の拡大による地域経済の活性化

上記による市の知名度アップに加え、各種行事での乾杯やお土産としての提供、施設見学希望者への対応、カフェ営業の回数増加なども検討し、観光入込客数の増加をはかることで、地域経済の活性化を図る。

(現状のぶどう畑のみでもワイン愛好家から見学希望の問い合わせがある状況。また、ワインを提供してのカフェ営業は現在年1回程度。いずれも事業者が対応可能な範囲で随時拡大を検討。)

【特産酒類の製造に関する目標】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特産酒類製造事業者数	—	1 件	1 件
特産酒類（果実酒）製造数量	—	2kl	2.5kl

【観光入込客数に関する目標（名寄市観光振興計画より）】

	平成 28 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
観光入込客数	474.0 千人	616.2 千人

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー、梅又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

名寄市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備設等の詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー、梅又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物(ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー、梅又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これによって、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、農業者の経営多角化、新規就農の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域活性

化と産業の持続が確保される。

全体としては、小規模農業、小規模酒類製造、小売りについて官民協働による体制により、移住定住、就農、稼ぐ力の強化をしっかりと行っていく。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。